



信託協会では、いろいろな「信託」のパンフレットやリーフレットをご用意しています。

「信託」について、もっと詳しくお知りになりたい方や、下記のリーフレットをご覧になりたい方は、信託協会へご連絡ください。リーフレット等は信託協会のホームページからもお申込みいただけます！

TEL : 03-6206-3981

ホームページ： [信託協会](#) [検索](#) ▶ [「パンフレット・リーフレットのご紹介」へ](#)

スマホでチェック！



各種「信託」リーフレット



①結婚・子育て支援信託



②教育資金贈与信託



③特定贈与信託



④後見制度支援信託



⑤遺言代用信託



⑥特定寄附信託



⑦公益信託

信託相談所

信託協会では、お客さまからの「信託」に関するご照会やご相談の窓口として、〈信託相談所〉を設置しています。「信託」についてわからないことなど、お気軽にお電話ください。みなさまからのお問い合わせをお待ちしています！

ご相談受付時間：午前9：00～午後5：15（※土・日・祝日など銀行の休業日を除く）

TEL：フリーダイヤル 0120-817335 または 03-6206-3988



一般社団法人

信託協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

TEL:03-6206-3981

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp>

信託協会
ホームページ



本資料は、信託制度の概要等を紹介し、信託の普及を目的として作成しているものであり、個別の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

2024年1月発行

あなたのそばにある 身近な「信託」

～くらし、家族、そして社会のために～



一般社団法人

信託協会

みなさまのくらしや 家族、社会を「笑顔」にする「信託」

お子様の誕生、進学、就職、そして、結婚。

実は、みなさまの生活のあらゆるシーンに「信託」は関係しています。

みなさまの「笑顔」をつくる、そして、社会を豊かにする・・・

みなさまの生活のそばにいつでも「信託」があります。

結婚・子育て支援信託 P03

教育資金贈与信託 P03

特定贈与信託 P04

後見制度支援信託 P04

遺言代用信託 P05

遺言信託 / 相続関連業務 P05

特定寄附信託 P06

公益信託 P06

お亡くなりになられた後の配偶者様やお子様の生活がご心配な方へ

遺言代用信託

相続に関して不安をお持ちの方へ

遺言信託 / 相続関連業務

自ら公益活動を支援したい方へ

公益信託

社会のために何かしたい方へ

特定寄附信託

障がいのあるお子様をお持ちの方へ

特定贈与信託

後見制度をご利用の方へ

後見制度支援信託

結婚を控えたお子様・お孫様や、子育てしているお子様をお持ちの方へ

結婚・子育て支援信託

小学校や中学校等へ入学したお子様や、お孫様をお持ちの方へ

教育資金贈与信託

結婚・子育て支援信託

教育資金贈与信託

特定贈与信託

後見制度支援信託

遺言代用信託

遺言信託 / 相続関連業務

特定寄附信託

公益信託



結婚を控えたお子様・お孫様や、
子育てしているお子様をお持ちの方へ

結婚・子育て支援信託

信託協会
商品紹介ページへ！



「おめでとう」の気持ちをお子様・お孫様に

お子様やお孫様の結婚・出産・子育てに関する費用を支援する「結婚・子育て支援信託」を利用すれば、1,000 万円（※）まで贈与税が非課税となります。

※結婚に関する費用は 300 万円まで



障がいのあるお子様をお持ちの方へ

特定贈与信託

信託協会
商品紹介ページへ！



大切なお子様の未来のために

「特定贈与信託」を利用すれば、ご親族の方等がお亡くなりになっても、信託銀行等が財産を管理・運用し、特定障害者の方の生活費や医療費などを定期的に交付します。

「特定贈与信託」を利用すれば、障がい区分に応じ、3,000 万円または 6,000 万円を限度として贈与税が非課税となります。



小学校や中学校等へ入学した
お子様や、お孫様をお持ちの方へ

教育資金贈与信託

信託協会
商品紹介ページへ！



学ぶことの大切さをお子様・お孫様に

お子様やお孫様の教育費をサポートする「教育資金贈与信託」を利用すれば、1,500 万円（※）まで贈与税が非課税となります。

※塾や習い事の費用は 500 万円まで



後見制度をご利用の方へ

後見制度支援信託

信託協会
商品紹介ページへ！



あなたの財産を安全・確実に守ります

後見制度をご利用の方の財産管理を行う「後見制度支援信託」を利用すれば、財産を安全・確実に保護することができます。





お亡くなりになられた後の配偶者様や
お子様の生活がご心配な方へ

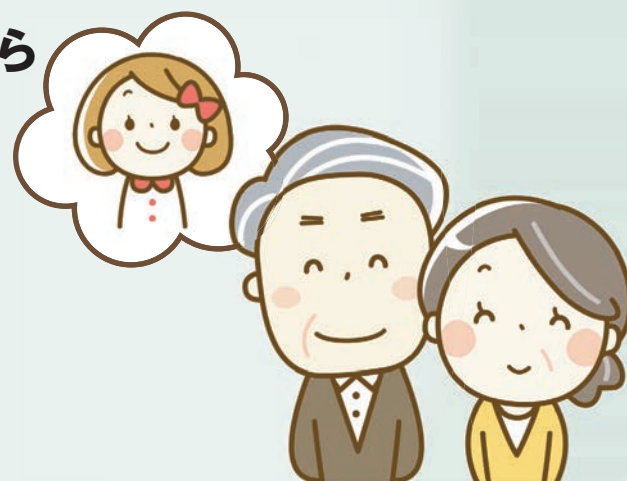
遺言代用信託

信託協会
商品紹介ページへ！



大切な「家族」のことだから

「遺言代用信託」を利用すれば、
ご自身の生存中はご自身のために
財産を管理・運用し、ご本人様が
お亡くなりになった後は、配偶者
様やお子様に財産を引き継ぐこと
ができます。



社会のために何かしたい方へ 特定寄附信託

信託協会
商品紹介ページへ！



あなたの気持ちが社会のためになる

「特定寄附信託」を利用すれば、公益法人や NPO 等
への寄附を通じ、社会貢献活動を支援できます。



相続に関して不安をお持ちの方へ

遺言信託／相続関連業務

信託協会
商品紹介ページへ！



ご家族への最後のプレゼント

信託銀行等では、遺言書作成のお手伝い、
遺言書の保管や遺言執行者として相続財産
の調査、遺産分割手続きを行う「遺言信
託」、遺産分割協議アドバイスなど相続手
続きのサポートを行う「相続関連業務」と
いったサービスを提供しています。



自ら公益活動を支援したい方へ 公益信託

信託協会
商品紹介ページへ！



社会や人々のために今、あなたができること

「公益信託」を利用すれば、信託銀行等があなたに
代わり、公益活動を運営します。
これまでに、学生への奨学金支給、自然科学分野で
の研究費助成、社会福祉、自然環境の保全などを目
的とした多くの公益信託が設定されています。

